平成２９年（フ）第２５８６号
大阪市淀川区十三本町１丁目14番20号　長谷川ビル４階　Ａ号
債務者　藤本　　博
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５８７号
大阪市城東区蒲生２丁目４番19号　キャピタル京橋105号室
債務者　中村　幸三
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５９１号
大阪市生野区勝山南１丁目20番13号
債務者　平田　清子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３号
岡山県津山市桑上375番地、前住所山口県長門市日置野田994番地
債務者　岩井チトセ
1　決定年月日時　平成29年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第４４号
香川県さぬき市長尾西1005番地19
債務者　森島　美知（旧姓長尾）
1　決定年月日時　平成29年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第９６号
香川県高松市木太町2661番地　アルファステイツ木太六番館903
債務者　中山　知美
1　決定年月日時　平成29年６月23日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第９７号
香川県高松市木太町2661番地　アルファステイツ木太六番館903
債務者　中山久美子（旧姓那須）
1　決定年月日時　平成29年６月23日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０９号
長崎県長崎市琴海戸根町2925番地　明月荘グリーンビル402号
債務者　平瀬　好孝
1　決定年月日時　平成29年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８５号
茨城県古河市東山田1597番地56
債務者　武田　芳昭
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第９５号
茨城県筑西市玉戸1602番地135　愛友ハイツ101
債務者　瀬尾　泰之
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１０２号
茨城県常総市中妻町419番地３　千代田団地Ｂ－７
債務者　中野　雅江
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１０７号
茨城県猿島郡五霞町大字元栗橋4545番地１
債務者　青木　栄次
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１０８号
茨城県桜川市真壁町真壁247番地２
債務者　谷田部とみ子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１１１号
茨城県古河市下辺見2148番地13　いずみフラッツ101号室、前住所茨城県古河市東２丁目19番32号
債務者　川羽田　友和
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１１９号
千葉県佐倉市西志津２丁目18番４号
債務者　中村ますよ
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１８号
千葉県南房総市沓見179番地
債務者　錦織万里子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第５１号
富山県氷見市窪2535番地１　ラシーヌⅠ．204号
債務者　淺野　泰秀
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
富山地方裁判所高岡支部